長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第13号)

#### 【長崎市独自基準】

- ・施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け
- 「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長
- ・施設サービスの「基本方針」、居宅サービス及び地域密着型サービスの「一般原則」に連携先として「地域包括支援センター」を追加
- ・グループホーム等への消防設備の設置(平成 25 年 6 月 28 日施行)
- ・グループホーム等の避難訓練の回数の改正(平成25年9月1日施行)
- ・暴力団員等排除を追加(平成25年12月25日施行)

г		4	224	焦	小	슦
I.	호	4	. <del>, , ,</del>	1里川	10	Ŧ

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

#### 第三条(略)

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>市町村(特別区を含む。以下同じ。)</u>、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。) その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(記録の整備)

### 第四十条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護

#### 長崎市条例

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

#### 第3条(略)

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、地域包括支援センター、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(記録の整備)

# 第41条(略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護

#### 厚生労働省令

予防認知症対応型通所介護の提供に関する<u>次の各号に</u>掲げる記録を整備

- し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 介護予防認知症対応型通所介護計画
- 二 <u>第二十一条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
- 三 第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 <u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び<u>事故</u>に際して採った<u>処</u> 置についての記録

(新設)

(身体的拘束等の禁止)

## 第五十三条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項の</u>身体的拘束等 を行う<u>場合には</u>、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(新設)

#### 長崎市条例

予防認知症対応型通所介護の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その 完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) <u>第22条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) <u>第38条</u>第2項に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った 処置の記録
- 3 前項の規定によるほか、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 地域密着型介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密 着型介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並 びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

# <u>第54条</u>(略)

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う<u>場</u> 合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由を記録しなければならない。
- 3 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係 る内容を報告しなければならない。

#### 厚生労働省令

(記録の整備)

#### 第六十三条 (略)

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次の各号に</u>掲げる記録を 整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
  - ー 指定介護予防サービス等の利用に係る計画
  - 二 介護予防小規模多機能型居宅介護計画
  - 三 次条において準用する<u>第二十一条</u>第二項に規定する提供した具体的 なサービスの内容等の記録
  - 四 <u>第五十三条</u>第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 五 次条において準用する<u>第二十四条</u>に規定する<u>市町村</u>への通知に係る 記録
- 六 次条において準用する<u>第三十六条</u>第二項に規定する苦情の内容等の 記録
- 七 次条において準用する<u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
- 八 <u>第六十一条</u>第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (新設)

#### 長崎市条例

(記録の整備)

#### 第65条(略)

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、 その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 次条において準用する<u>第22条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) <u>第54条</u>第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第25条に規定する本市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する<u>第37条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する事故の状況及び<u>当</u> 該事故に際して採った処置の記録
- (8) 第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- 3 前項の規定によるほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、地域密着型介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地

# 厚生労働省令

#### 長崎市条例

(身体的拘束等の禁止)

#### 第七十七条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>前項の</u>身体的拘束等を行う<u>場合には</u>、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(新設)

(記録の整備)

## 第八十四条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次の各号に</u>掲げる記 録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
  - 一 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
  - 二 <u>第七十五条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
  - 三 第七十七条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の

域密着型介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号から第3号までに掲げる記録を保存しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

#### 第79条(略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う 場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由を記録しなければならない。
- 3 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係 る内容を報告しなければならない。

(記録の整備)

## <u>第86条</u>(略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
  - (2) <u>第77条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

四 次条において準用する第二十四条に規定する市町村への通知に係る	(4) 次条において準用する <u>第25条</u> に規定する <u>本市</u> への通知に係る記録
五 次条において準用する <u>第三十六条</u> 第二項に規定する苦情の内容等の	(5) 次条において準用する <u>第37条</u> 第2項に規定する苦情の内容等の記
記録	録
六 次条において準用する <u>第三十七条</u> 第二項に規定する事故の状況及び	(6) 次条において準用する <u>第38条</u> 第2項に規定する事故の状況及び <u>当</u>
<u>事故</u> に際して採った <u>処置についての</u> 記録	<u>該事故</u> に際して採った <u>処置の</u> 記録
七 次条において準用する <u>第六十一条</u> 第二項に規定する報告、評価、要望、	(7) 次条において準用する <u>第63条</u> 第2項に規定する報告、評価、要望、
助言等の記録	助言等の記録
(新設)	3 前項の規定によるほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者
	は、地域密着型介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地
	域密着型介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記
	録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

長崎市条例

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

# 《グループホーム等への消防設備の設置(平成25年6月28日施行)》

厚生労働省令

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

改正前	改正後
(設備及び備品等)	(設備及び備品等)
第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所には、居間、食堂、	第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所には、居間、食堂、
台所、宿泊室、浴室、消火設備 <u>その他の非常災害に際して必要な設備</u> その	台所、宿泊室、浴室、消火設備 <u>その他の設備</u> その他指定介護予防小規模多
他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等	機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
を備えなければならない。	

-,	_	
ᄻ	ıŀ	· 📶

- 2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備に区分に応じ、当 該各号に定めるとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 宿泊室 次のとおりとする。

ア~イ (略)

ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を控除した数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

工(略)

(新設)

3~5(略)

#### 第75条(略)

2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者 改正後

- 2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備に区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1)(略)
- (2) 宿泊室 次のとおりとする。

ア~イ(略)

ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下<u>この号において</u>「個室」という。) 以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面 積は、おおむね 7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個 室の定員数を控除した数を乗じて得た面積以上とするものとし、その 構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならな い。

工 (略)

- (3) 消火設備その他の設備 次のとおりとする。
  - ア スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火 災報知設備を設けること。
  - <u>イ 非常災害に際して必要な設備を設けること。</u>

3~5(略)

#### 第75条 (略)

2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者

改正前	改正後
の数の上限をいう。第83条において同じ。)を5人以上9人以下とし、	の数の上限をいう。第83条において同じ。)を5人以上9人以下とし、
居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備 <u>その他の非常災害に際して必要</u>	居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備 <u>その他の設備</u> その他利用者が日
<u>な設備</u> その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとす	常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
る。	
(新設)	3 前項の消火設備その他の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
	<u>(1) スプリンクラー設備を設けること。</u>
	(2) 非常災害に際して必要な設備を設けること。
<u>3~7</u> (略)	<u>4~8</u> (略)

# 《グループホーム等の避難訓練の回数の改正(平成25年9月1日施行)》

改正前	改正後
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関す	第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関す
る具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備	る具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備
し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出	し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その
訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	他必要な訓練を1月に1回行わなければならない。

(第60条の準用) 第87条 介護予防認知症対応型共同生活介護

# 《暴力団員等排除を追加(平成25年12月25日施行)》

改正前	改正後
(申請者の要件)	(申請者の要件)
第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とす	第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎
る。	市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する
	暴力団員又は暴力団関係者(第41条の2において「暴力団員等」という。)
	<u>でない</u> 法人とする。
	_(暴力団員等の排除)_
(新設)	第41条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、暴力
	団員等であってはならない <u>。</u>
	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第
	2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにし
	<u>なければならない。</u>

(第41条の2の準用) 第66条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護